

「民泊」事業を行われる皆様へ

排水に関する届出書の提出をお願いします

民泊事業を開始される場合は、下水道法に基づく下水道使用開始届や水質汚濁防止法の届出などが必要な場合があります。

民泊事業をお考えの方は、必ず事前に御相談ください。

民泊事業^{※1}を行う家屋内の「台所」や「浴室」（シャワーのみの場合を除く。）などは、水質汚濁防止法の「特定施設」（ちゆう房施設、洗濯施設、入浴施設）に該当します。

※1：民泊事業：住宅宿泊事業法（平成30年6月15日施行）に基づく住宅宿泊事業

【特定施設について】（水質汚濁防止法第2条第2項）

水質汚濁防止法施行令別表第一

第66の3 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ちゆう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設

旅館業法第3条第1項に基づき都道府県知事から営業の許可を受けた者だけでなく、民泊の事業を営業する者の施設は、旅館業法第2条第1項に規定する旅館業の対象に含まれます。

→ このため、特定施設に該当します。

区域による必要な届出

下水道区域	下水道区域外
<ul style="list-style-type: none">○公共下水道使用開始届○水質汚濁防止法に基づく届出（マンションや戸建住宅の一室で民泊事業を行う場合は除く）○下水道法に基づく届出（温泉を利用する場合）	<ul style="list-style-type: none">○水質汚濁防止法に基づく届出

